

新福岡市水道長期ビジョン懇話会 委員名簿

(五十音順 敬称略)

氏 名		役 職 等
1	いけやま きみこ 池山 喜美子	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 九州支部 支部長
2	う の けいこ 宇 野 恵 子	市民委員
3	か る べ たかゆき 加 留 部 貴 行	九州大学大学院 統合新領域学府 客員准教授 (ユーザー感性学専攻)
4	こ い で ひでお 小 出 秀 雄	西南学院大学 経済学部 教授
5	ひろ しろ よしなり 広 城 吉 成	九州大学大学院 工学研究院環境社会部門 准教授 (水圏環境工学研究室)
6	ふ じ た かずこ 藤 田 和 子	公認会計士
7	まえだ まゆみ 前 田 ま ゆ み	市民委員

新福岡市水道長期ビジョン懇話会設置要綱

(設置目的)

第1条 福岡市水道事業に係る長期的視点に立った新たな基本計画として新福岡市水道長期ビジョンを策定するにあたり、幅広い意見を聴取しながら検討を進めるため、新福岡市水道長期ビジョン懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、福岡市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に対して意見を述べるものとする。

- (1) 新福岡市水道長期ビジョンの策定に関すること。
- (2) その他管理者が必要と認めること。

(組織)

第3条 懇話会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者等の有識者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 市民
- (4) 管理者が必要であると認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から平成29年3月末日までとする。ただし、特別の事由がある時はこの限りではない。

(座長)

第5条 懇話会は、座長1人を置く。

- 2 座長は、委員の中から事務局が推薦し、他の委員の承認により決定する。
- 3 座長は懇話会の会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、管理者が招集する。

- 2 管理者は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 懇話会の会議は、原則公開とする。ただし、その会議における検討の内容が、福岡市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

- 2 懇話会の会議の傍聴に関する手続その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 懇話会の事務局は、福岡市水道局総務部経営企画課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、事務局が座長と協議の上、定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

新福岡市水道長期ビジョン懇話会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新福岡市水道長期ビジョン懇話会設置要綱第7条第2項の規定に基づき、新福岡市水道長期ビジョン懇話会（以下「懇話会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(受付)

第2条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、自己の氏名等を傍聴希望者受付簿（様式第1号）に記入し、整理番号票（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴希望者の受付は、会議の開催の30分前に開始し、会議の開催の10分前に終了するものとする。

(定員)

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、原則として5名以内とする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは、抽選によって傍聴人を決するものとする。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、懇話会の会議場（以下「会議場」という。）に入場することができない。

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、懇話会の会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、座長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、懇話会が傍聴を認めない議題に関する協議を行おうとするときは、速やかに会場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 座長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、座長は、傍聴人に対して必要な措置を命じることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、座長は、その者に対して会議場からの退場を命じることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度座長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

(様式第 1 号)

新福岡市水道長期ビジョン懇話会

傍聴希望者受付簿

氏 名	住 所

(様式第 2 号)

年 月 日

新福岡市水道長期ビジョン懇話会

整 理 番 号 票

No. _____

傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、
係員の求めに応じて提示してください。

平成16年6月 国（厚生労働省）が「水道ビジョン」を策定

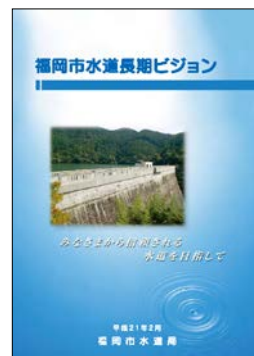
⇒ 平成20年度頃までを目途に、各水道事業者において 「地域水道ビジョン」を策定するよう推奨



平成21年2月 「福岡市水道長期ビジョン」を策定

水道事業経営の基本計画として策定

【計画期間】 平成21年度～平成30年度（10年間）



見直しの必要性

■「建設・拡張」から「維持・更新」の時代へと大きくシフト

- ・平成29年度に湧水対策容量を持つ「五ヶ山ダム」が完成（予定）
→長年取り組んできた水源開発の総仕上げが完了
- ・昭和40年代に急速に整備を進めた水道施設の大量更新期が到来
→配水管更新ペースのスピードアップも必要

■厳しい経営環境

- ・料金収入が減少傾向で推移する中、施設の大量更新への対応が必要
- ・企業債残高は着実に縮減しているものの、料金収入の4.3倍（平成26年度末）
（他の大都市平均は2.1倍）

■国の動き

- ・50年後、100年後を見据えた水道の理想像を提示した「新水道ビジョン」を策定し、各事業体に取り組み強化を要請（平成25年3月厚生労働省策定）
- ・将来にわたり事業を安定的を持続するための中長期的な基本計画として10年以上の計画期間を基本とする「経営戦略」の策定を要請（平成26年8月総務省通知）

将来にわたり安全で良質な水道水の安定給水・安定経営を持続するため
新たな基本計画として「新・福岡市水道長期ビジョン」を策定

【計画期間】 平成29年度～平成40年度（12年間）

福岡市水道長期ビジョンの概要について (8つの施策目標と取組概要)

福岡市水道長期ビジョン



みなさまから信頼される
水道を目指して

平成21年2月
福岡市水道局

目 次

第1章 策定の目的	1
第2章 現状と課題	4
1 水の安定供給	5
2 節水型都市づくり	10
3 水質管理	13
4 水源かん養機能の向上と水源地域・流域との連携・協力	17
5 お客さまサービス	19
6 環境保全	21
7 災害対策・危機管理対策	23
8 経営	25
第3章 目指す方向	29
1 基本理念	30
2 施策目標・施策体系	31
3 主要施策	32
(1) 施策目標1 水の安定供給	32
(2) 施策目標2 節水型都市づくり	37
(3) 施策目標3 安全で良質な水道水の供給	40
(4) 施策目標4 水源地域・流域との連携・協力	43
(5) 施策目標5 お客さまサービスの向上	45
(6) 施策目標6 環境保全の推進	46
(7) 施策目標7 災害・危機管理対策の推進	49
(8) 施策目標8 安定経営の持続	51
(9) 主な重点施策（充実・強化分野）	54
第4章 収支見通し	55
1 収益的収支の見通し	56
2 資本的収支及び資金の見通し	57
3 企業債残高の見通し	58
第5章 フォローアップ	59
資料編	62

策定の目的

福岡市水道事業の**長期的な運営方針・目標を明確化**することにより、
効果的・効率的に施策を推進するとともに、**お客さまと相互理解による事業運営**を進める基本計画として「福岡市水道長期ビジョン」を策定

計画期間

平成21年度～平成30年度（10年間）

※ 長期ビジョンの実施計画として、4年間に取り組む事業計画及び財政収支計画を示す「福岡市水道中期経営計画」を策定

基本理念

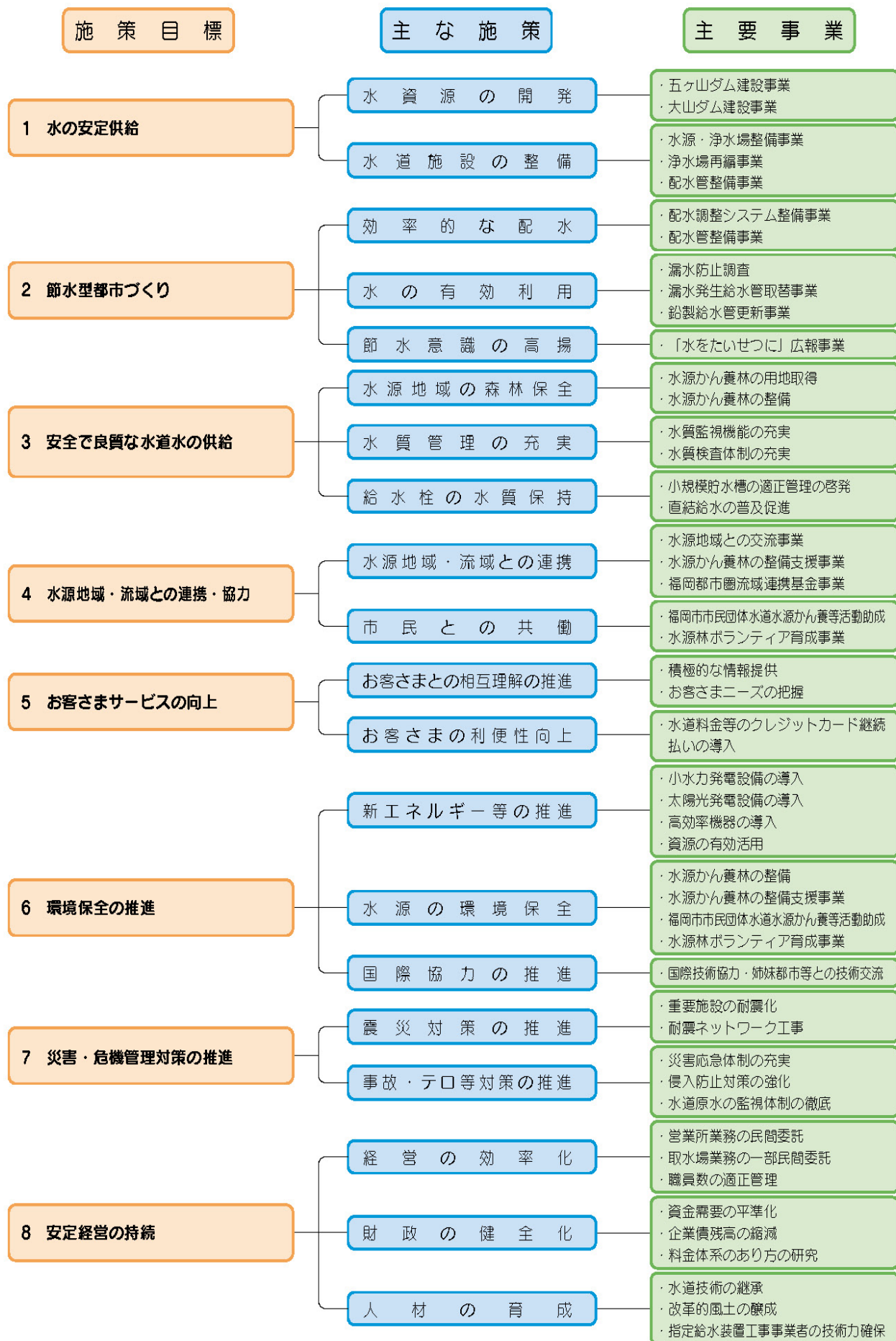
基本理念

みなさまから信頼される水道
～安全で良質な水の安定供給～

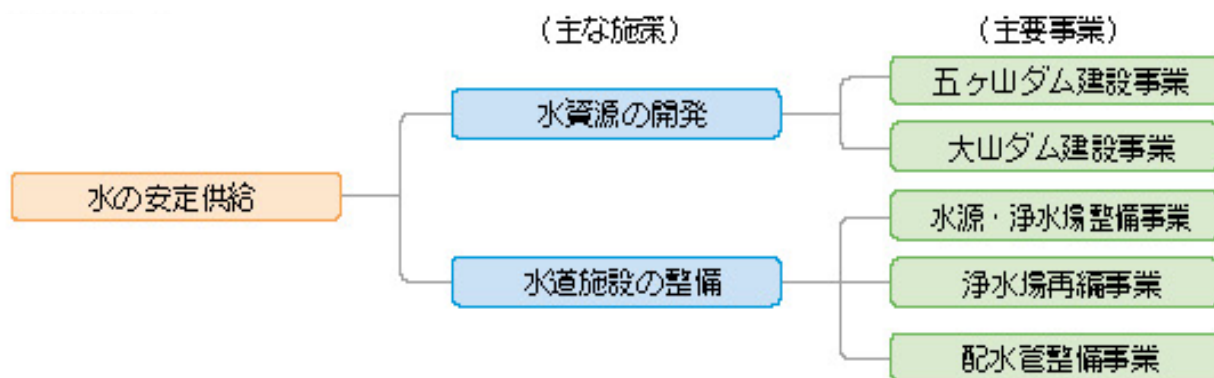


「みなさまから信頼
される水道」を実現
します！

施策目標・施策体系



施策目標1 水の安定供給



■ 水資源の開発

渇水対策容量を持つ五ヶ山ダムの建設を推進するなど、将来にわたって安定的に水道水を供給できるよう、水資源の開発に取り組む。

■ 水道施設の整備

安定給水を図るため、水道施設の機能診断や効果的な維持補修などにより施設の延命を図りながら、計画的に水道施設の整備・更新を行う。



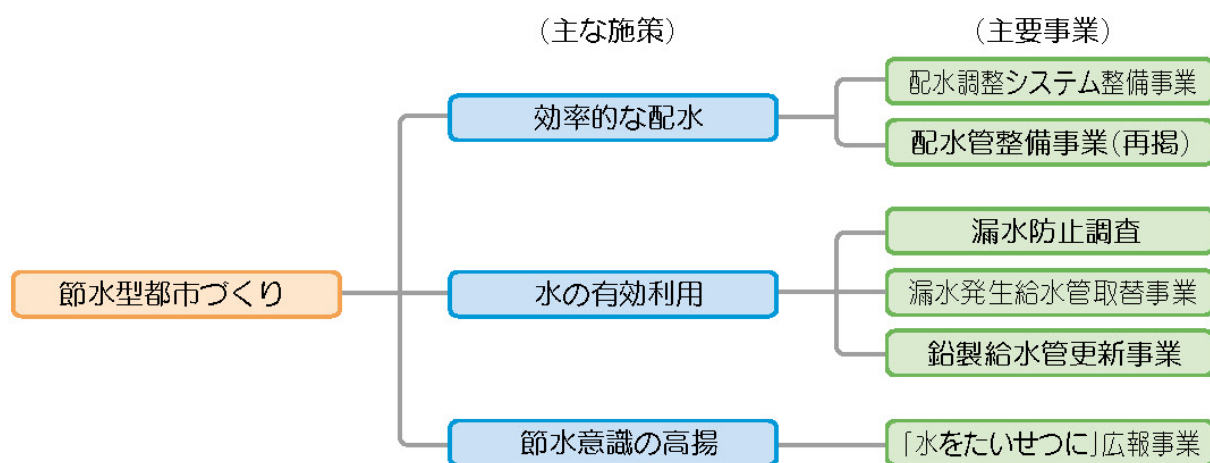
福岡県より提供

五ヶ山ダム完成イメージ
(平成29年度完成予定)



老朽化した配水管の取替工事

施策目標2 節水型都市づくり



■ 効率的な配水

水源状況に応じた効率的な配水を行うため、配水調整システムにより浄水場からじゃ口までの**市内全域の水の流れや水圧を水管理センターにおいて、集中的に管理**する。

■ 水の有効利用

漏水を早期に発見するため、**計画的に漏水調査**を行うとともに、**24時間体制により、速やかに漏水箇所の修理**を行う。

また、**鉛製給水管**については**漏水割合が高く**、ガス管損傷などの2次災害も懸念されるため、**集中的に取替を実施し、早期解消**を目指す。

■ 節水意識の高揚

限りある水資源を有効に活用するため、**水をたいせつに**に使っていただくよう、**効果的な広報活動**を行う。

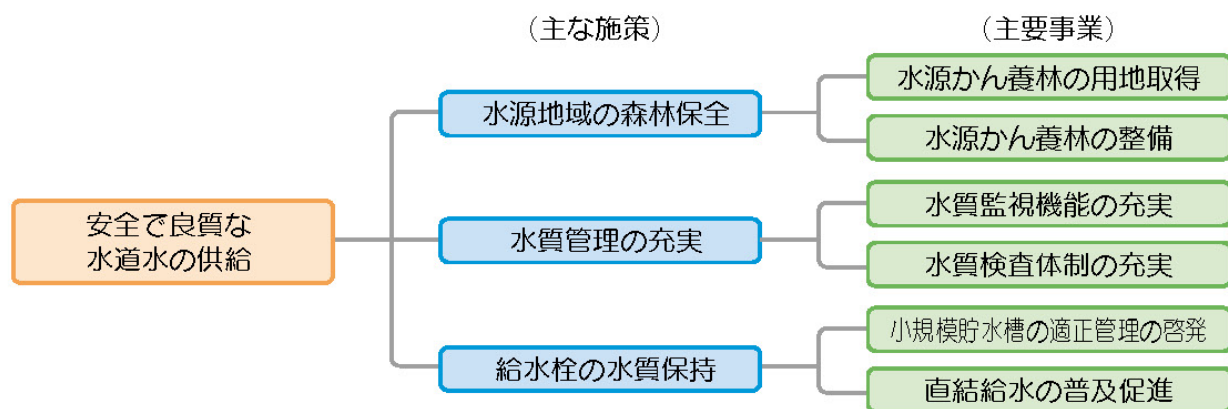


水管理センターでの集中制御



漏水探知機を使った漏水防止調査

施策目標3 安全で良質な水道水の供給



■ 水源地域の森林保全

ダム周辺の森林などを計画的に取得し、保水力のある水源かん養林として整備するとともに、乱開発や不法投棄による水質汚染を防止する。

■ 水質管理の充実

水源からじゃ口までの水質変化に適切に対処し、安全で良質な水道水を供給できるよう、徹底した水質検査を行うとともに、水質監視機能の充実を図る。

■ 給水栓の水質保持

貯水槽の管理が不十分な場合、水質の劣化など衛生上の問題が発生することがあるため、適正管理の啓発を行うとともに、直結給水の普及を促進する。

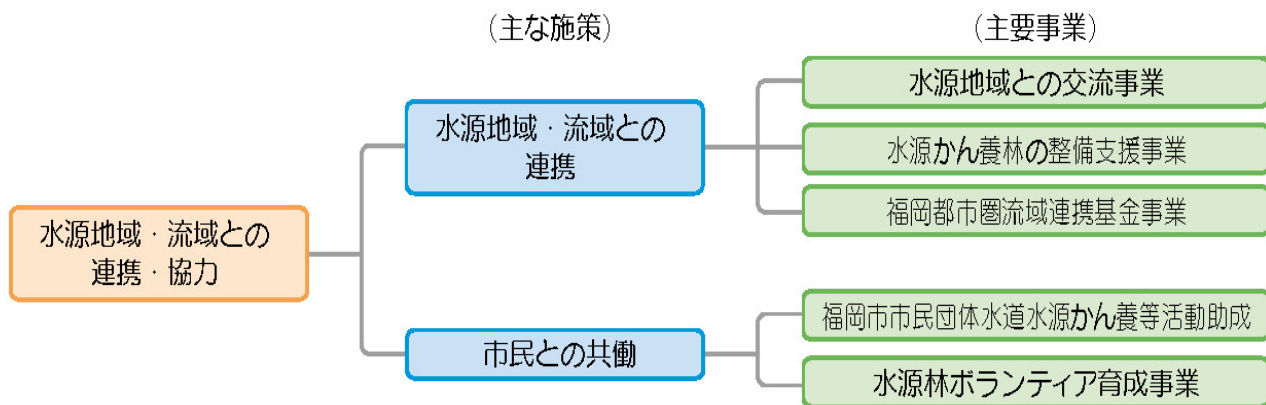


徹底した水質検査



貯水槽の点検・調査

施策目標4 水源地・流域との連携・交流



■ 水源地域・流域との連携

水源の多くを筑後川などの市外に依存しており、水源地域の方々の理解と協力を得るため、**植樹・育林活動などを通じた交流事業**などを行う。

■ 市民との共働

水源かん養林の大切さや水源地域に対する福岡市民の認識を深め、**市民との共働による水源かん養林の保全活動**を行う。

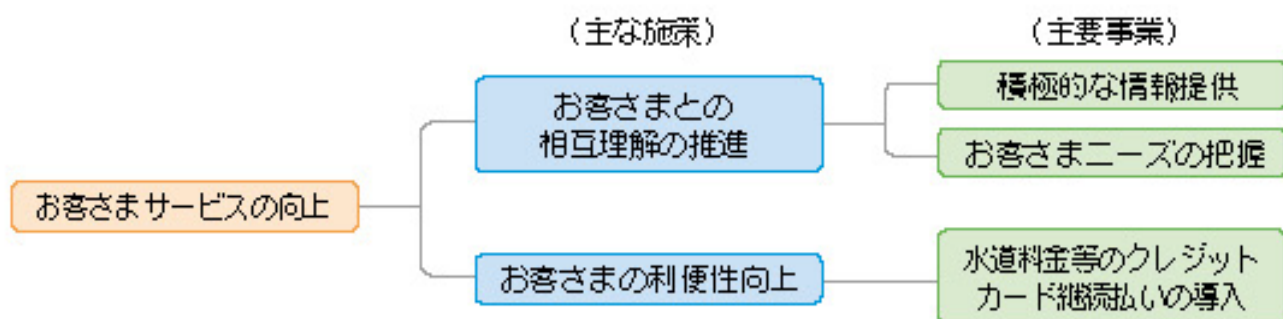


水源地域での下草刈り



水源林ボランティア講習会

施策目標5 お客さまサービスの向上



■ お客さまとの相互理解の推進

水道事業に関する情報を各種の媒体を用いてより分かりやすく提供し、お客さまの水道に対する理解を深めていく。また、水道に関する意識調査等の結果を分析し、お客さまのニーズを反映させた質の高いサービスを提供する。

■ お客さまの利便性向上

お客さまのライフスタイルの変化などに伴うニーズを的確に把握し、料金の支払方法などお客さまの利便性向上を図る施策の充実に取り組む。

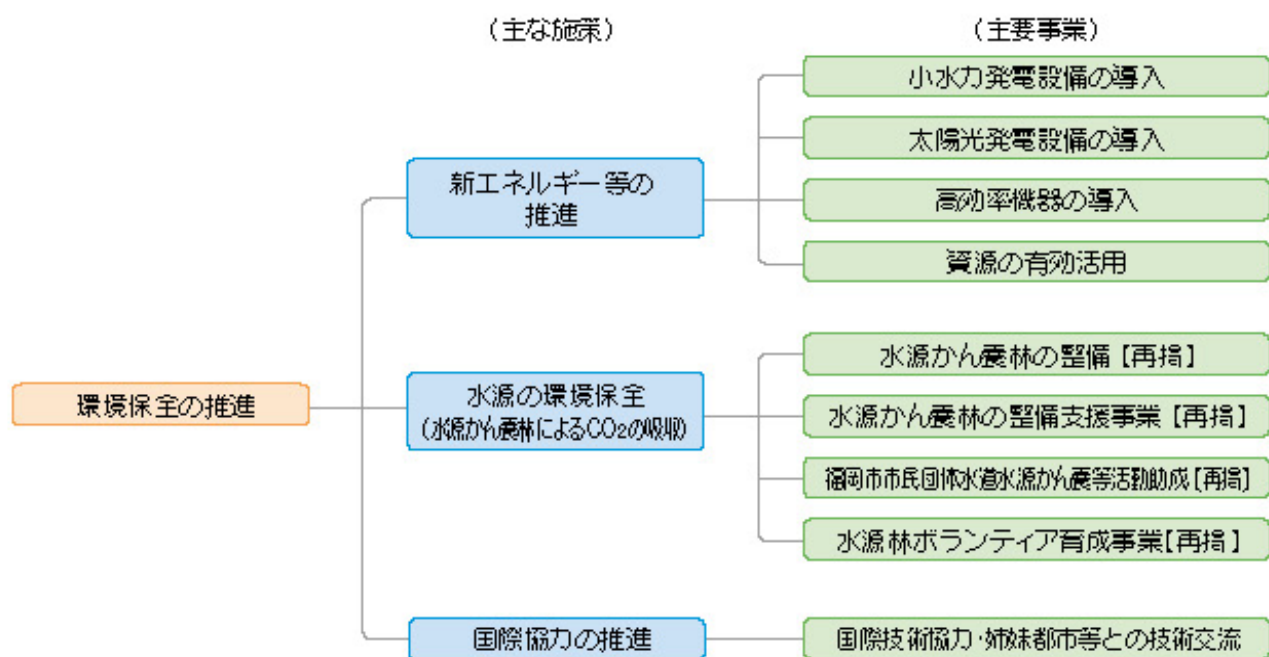


こども水道教室



水道PR展

施策目標6 環境保全の推進



■ 新エネルギー等の推進

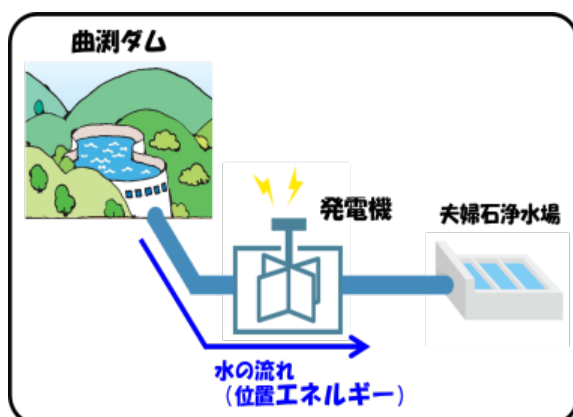
継続的な省エネルギー対策に取り組むとともに、**小水力発電などの新エネルギーを導入**し、環境負荷の低減を図る。

■ 水源の環境保全

水源かん養林の整備に取り組み、森林がCO₂を吸収することにより環境の保全に寄与する。

■ 国際協力の推進

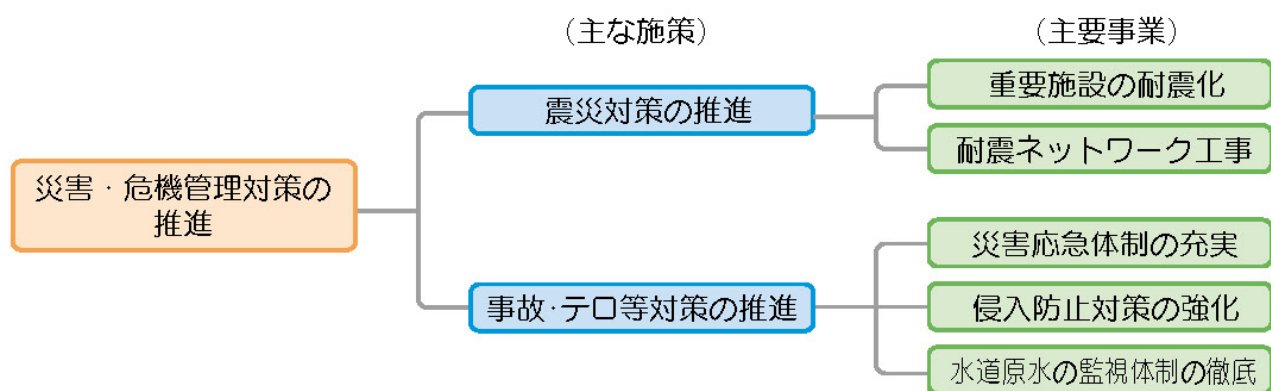
節水型都市づくりを通じて培ってきた**水道技術を活用**し、国際協力機構などとも連携しながら**職員の長期派遣**をはじめとした**アジア諸国等への技術協力**を行う。



小水力発電のイメージ



施策目標7 災害・危機管理対策の推進



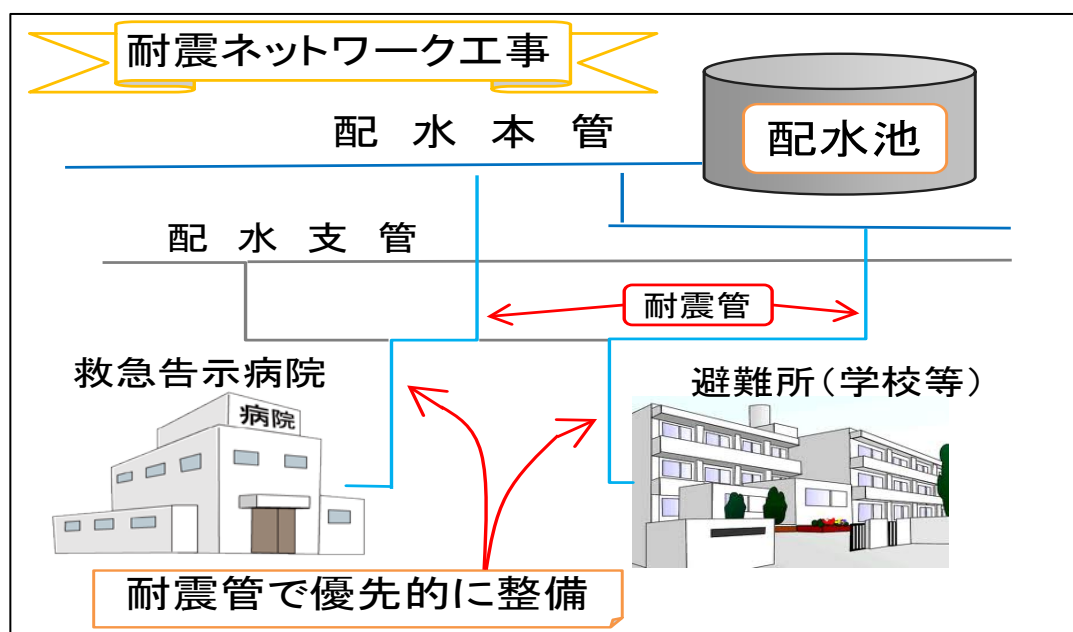
■ 耐震対策の推進

災害発生時のライフライン機能の強化を図るため、**浄水場等の重要施設や配水管の耐震化を進めるとともに、避難所や病院等への給水ルートを確認するための耐震ネットワーク工事**を計画的に行う。

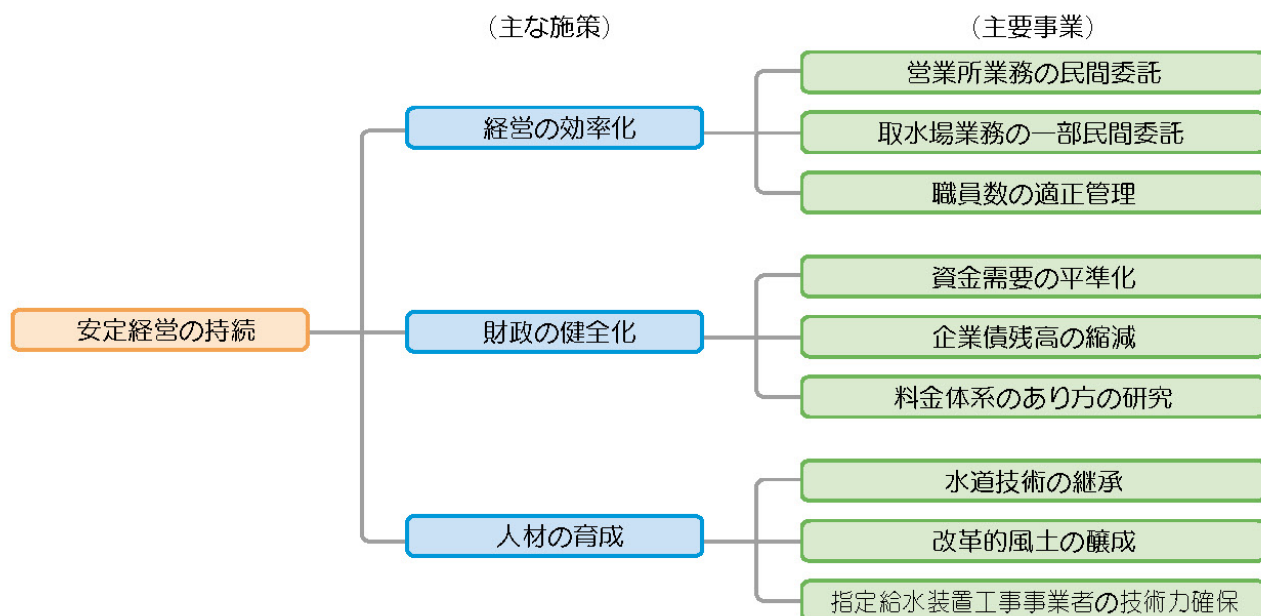
■ 事故・テロ等対策の推進

事故・テロなどに速やかに対応し、被害を最小限に抑えるため、危機管理体制の充実・強化を図る。

また、水道施設の安全確保を図るため、**不審者の侵入防止対策**に取り組むとともに、**水道原水の監視体制の徹底**を図る。



施策目標8 安定経営の持続



■ 経営の効率化

公営企業としての公共性を確保しつつ、積極的な業務改善や民間委託の活用などにより、経営の効率化を図る。

■ 財政の健全化

事業の選択と集中や施設の長寿命化等により企業債発行額の抑制に努め、企業債残高の縮減を図る。

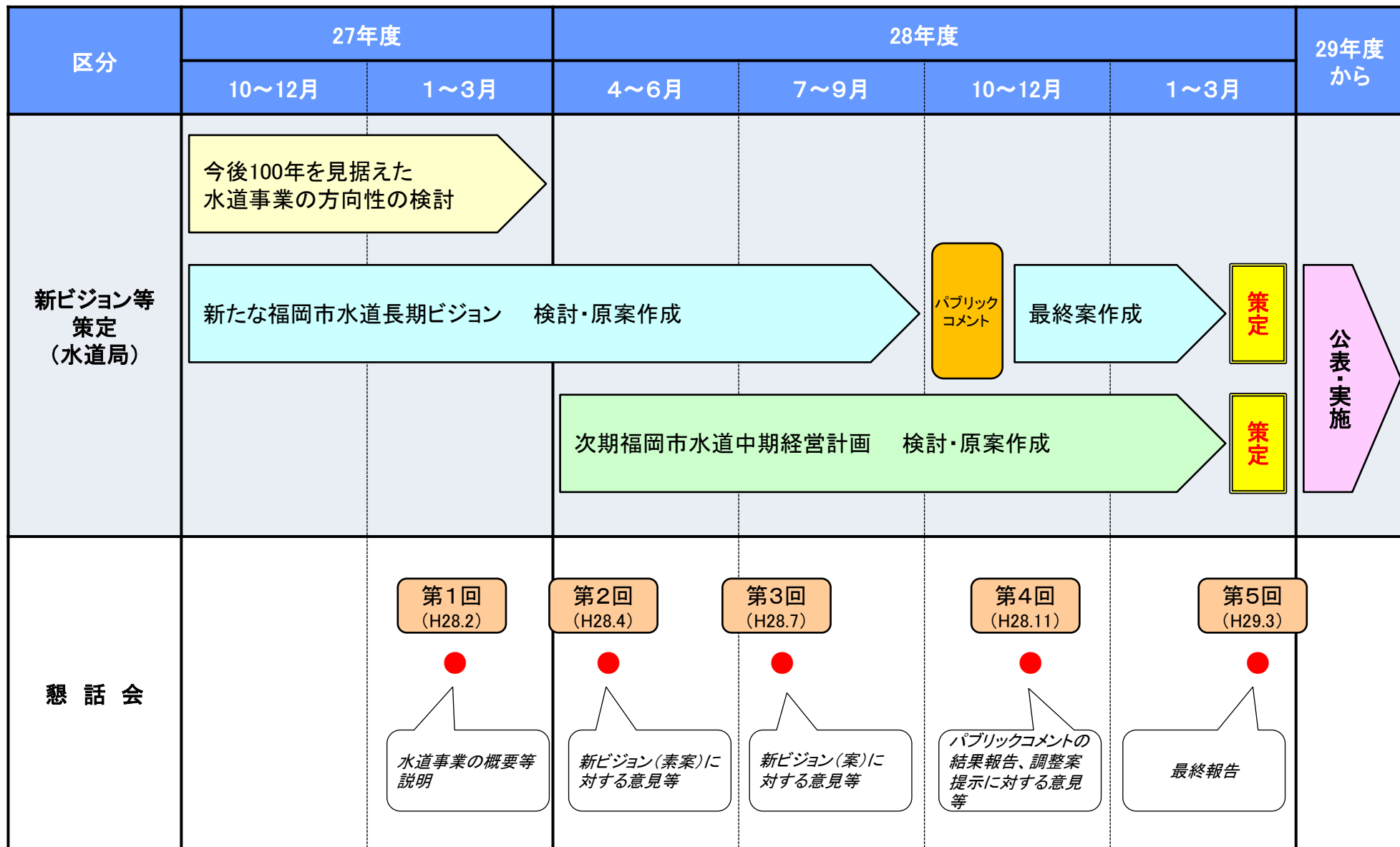
■ 人材の育成

団塊世代の技術職員の大量退職時期を迎え、これら職員の知識や経験を次世代職員に確実に継承していくため、実務経験年数に応じた効果的な技術研修を実施するとともに、高度な専門技術を持つ人材の育成に取り組む。



モデル配管を使った技術研修

今後のスケジュールについて



※議会へも適宜、検討状況等を報告し、意見等を伺う。